

九州初 中小企業による「えるぼし」認定の (有) エス・エイチ・シーに認定通知書交付

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という）」に基づく「えるぼし」認定について、福岡県から九州初の中小企業による取得企業が出ました。

福岡労働局（局長 辻田 博）では、「有限会社エス・エイチ・シー」を認定（2月22日付）し、平成29年3月22日、当局で交付式を実施いたしました。

有限会社エス・エイチ・シーの認定段階は「2」。5つの評価項目のうち4つを満たしての認定です。



えるぼし認定マーク（2段階目）

※えるぼし認定とは

女性活躍推進法に基づく認定の愛称を「えるぼし」認定とし、星の数で要件を満たしている評価項目の数（5つ全てを満たしている場合は★3つ、3つ又は4つであれば★2つ、2つ以下であれば★1つ）、「える（L）」は、Lady（女性）、Labour（働く、取組む）、Laudable（賞賛に値する）などの意味とエレガントに力強く活躍する女性をイメージ、「円」は企業や社会をイメージし、マークの色も認定段階で異なります。



認定通知書交付式の様子

（平成29年3月22日）